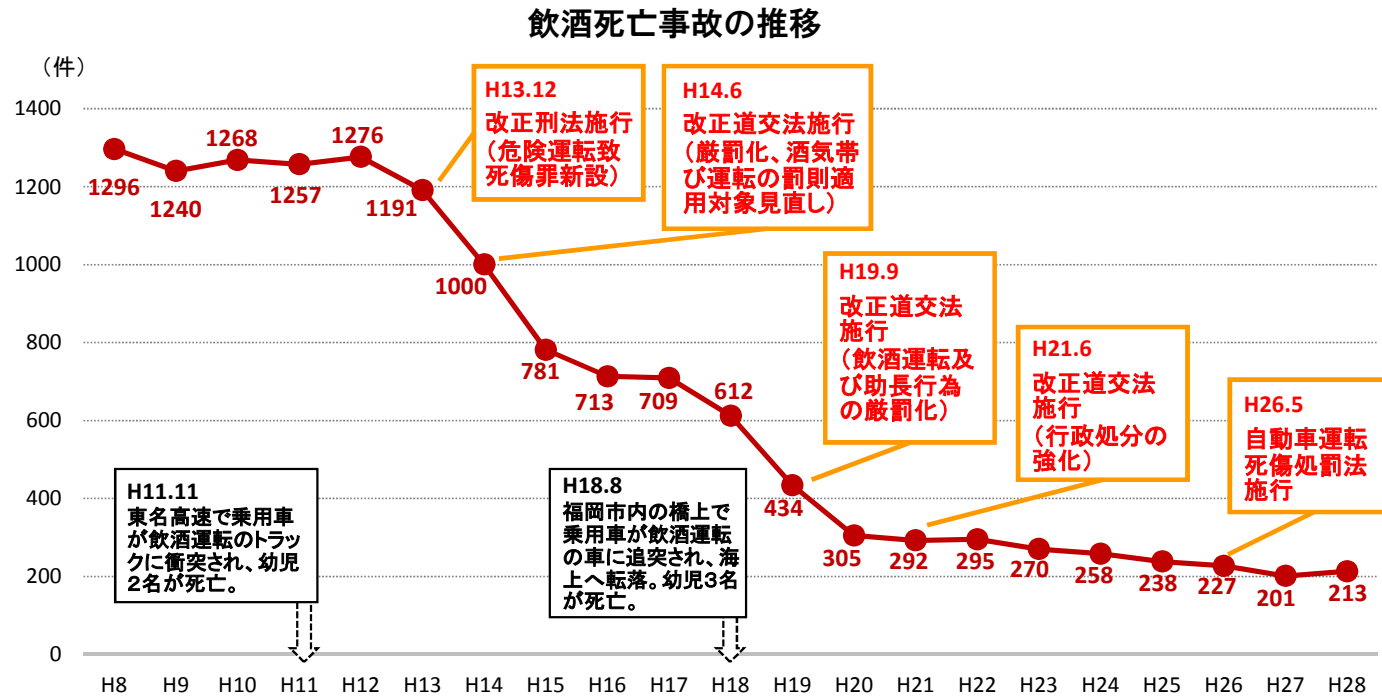


5-2-1 その他について(飲酒死亡事故)

- 飲酒運転による悲惨な事故を受け、累次にわたって飲酒運転の厳罰化の取組を推進してきたところ。
- 飲酒死亡事故については20年前と比較して大幅に減少したものの、最近では減少幅が小さくなっている。

図 飲酒死亡事故(原付以上第一当事者)の推移(平成8年～平成28年)



(注) 「飲酒死亡事故」とは、第一当事者の飲酒状況が酒酔い(※1)、酒気帯び(※2)、基準以下(※3)、検知不能(※4)のいずれかに該当する場合の死亡事故をいう。

※1 「酒酔い」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。

※2 「酒気帯び」とは、呼気1リットルにつき0.15mg以上のアルコールを保有する等の状態をいう。

※3 「基準以下」とは、酒気を帯びて運転した者で、呼気1リットルにつき0.15mg未満のアルコールを保有する等の状態をいう。

※4 「検知不能」とは、関係者の証言等から飲酒していることは判明したが、事故発生後相当時間が経過しているため体内に保有するアルコール量を測定できなかったもの等をいう。